

有明訴訟最高裁判決 の分析

最判令和元年9月13日

日本土地環境学会

2020年11月15日 長島光一

目次

1. 最高裁判決に至る経緯
2. 最高裁判決の要旨
3. 最高裁判決の論点
4. 最高裁判決の残された課題

最高裁判決のポイント

確定判決を「簡単に」
覆してもよいのかという問題

1. 最高裁判決に至る経緯

<開門訴訟>

仮処分を経て…

佐賀地判平成20年6月27日判時2014号3頁:請求認容

福岡高判平成22年12月6日判時2012号55頁:控訴棄却

「本判決確定の日から**3年**を経過する日までに、防災上やむを得ない場合を除き、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業において設置された、諫早湾干拓地潮受け堤防の北部及び南部各排水門を**開放し、以後5年間にわたって同各排水門の開放を継続せよ**」

⇒国は上告せずに**確定**

間接強制合戦

間接強制
債務者に対して、債務を履行しない場合には
一定額の金銭を債権者に支払うべき旨を命
じること cf.直接強制、代替執行

<開門訴訟：確定判決に基づく間接強制>

佐賀地決平成26年4月11日LEX/DB25503902：間接強制決定

福岡高決平成26年6月6日判時2012号55頁：執行抗告棄却

<開門差止訴訟>

長崎地決平成25年11月12日LEX/DB25502355（仮処分）：認容

⇒間接強制 長崎地決平成26年6月4日判時2234号26頁：間接強制決定

福岡高決平成26年7月18日判時2234号18頁：執行抗告棄却

2つは両立

最決平成27年1月22日集民249号43頁：抗告棄却

確定判決・仮処分決定が互いに間接強制決定を妨げる事情とはならない

前訴開門確定判決に対する請求異議訴訟

→佐賀地決平成26年12月12日判例集未登載：**国の請求棄却**

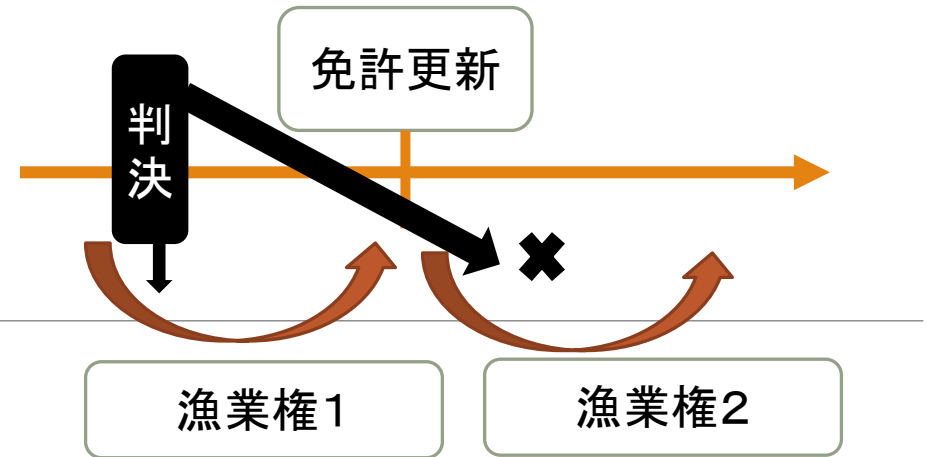
→控訴審の福岡高裁で平成27年10月に**和解勧告**（※国は裁判所の有明海の漁業環境を改善するための基金の創設を提案）、打ち切り

→福岡高判平成30年7月30日：**国の請求異議を認める判決**（漁業権の同一性の問題...2013年8月、**期間の経過で漁業権が消滅し**、開門請求権も消滅するとした）

→最判令和元年9月13日：高裁に差戻

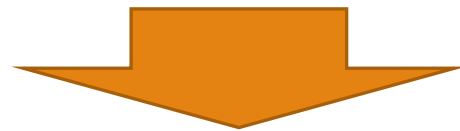
（**漁業権は一度消滅しても免許が再び与えられる可能性**があり、開門を求める権利も認められる...漁業権が消滅するという理由だけで無力化は認められない）

2. 最高裁判決の要旨



原審：本件漁業権は、その免許の存続期間の末日である平成25年8月31日の経過により消滅したことで、その漁業権から派生する権利である、漁業行使権に基づく本件各排水門の開放を求める請求権も消滅

「本件各確定判決の上記の明示的記載だけを見れば、本件各確定判決に係る請求権は、本件各漁業権1から派生する各漁業行使権に基づく開門請求権のみ」



最高裁：「本件各漁業権1の存続期間の末日である平成25年8月31日を経過した後、本件各確定判決に基づく開門が継続されることをも命じていたことが明らかである」

判決の読み方の間違いの指摘

「本件各確定判決を合理的に解釈すれば、本件各確定判決は、本件各漁業権1が存続期間の経過により消滅しても、本件各組合に同一内容の各共同漁業権の免許が再度付与される蓋然性があることなどを前提として、同年9月1日頃に免許がされるであろう本件各漁業権1と同一内容の各共同漁業権から派生する各漁業行使権に基づく開門請求権をも認容したものであると理解するのが相当である」

「本件各確定判決に係る請求権は、本件各漁業権1から派生する各漁業行使権に基づく開門請求権のみならず、本件各漁業権2から派生する各漁業行使権に基づく開門請求権をも包含するものと解されるから、前者の開門請求権が消滅したことは、それのみでは本件各確定判決についての異議の事由とはならない。」

差戻審における異議事由の衡量要素 ⇒事情の変動による**権利濫用**の問題

「本件各確定判決が、

①飽くまでも**将来予測**に基づくものであり、開門の時期に判決確定の日から3年という猶予期間を設けた上、開門期間を5年間に限って請求を認容するという特殊な主文を採った**暫定的な性格**を有する債務名義であること、

②前訴の口頭弁論終結日から既に**長期間が経過**していること

などを踏まえ、

前訴の**口頭弁論終結後の事情の変動**により、本件各確定判決に基づく強制執行が**権利の濫用**となるか」

3. 最高裁判決の論点

(1) 最高裁判決の一般的意義

・最高裁＝法律審

→漁業権の免許の問題を理由とする請求異議の訴えを認めることの可否
(確定した2010年福岡高裁判決の事後的な取扱いの問題)

⇒全員一致で否定

※補足意見・意見=判決ではなく、参考程度

⇒開門をすべきではないとの意見(報道ではここに注目されている?)



諫早湾干拓問題は、有明海をめぐる多くの利害関係者が関わっている。
(2010年の確定判決後も)漁業、農業、地域の課題は山積したまま

裁判に登場
していない

(2) 本件最高裁判決の判断の意義

① 漁業権消滅のみを理由とする請求異議は認められないこと

※判決主文の読み方の問題

②

(i) 本件の争点は、確定判決に基づく強制執行が権利濫用に当たるか否かであること

(ii) 権利濫用になるか否かにつき、確定判決が暫定的な性格であること・長期間経過していることから、「事情の変動」として権利濫用と言えるかどうかを検討すること

※確定判決が事後的に権利濫用になるかどうかの判断をしなくてはならないという問題

(3) 請求異議における権利濫用の考え方

認められる場合は限定的

※最判昭和62年7月16日裁判集民事151号423頁

「当該債務名義の性質，債務名義により確定された権利の性質・内容，債務名義成立の経緯及び債務名義成立後強制執行に至るまでの事情，強制執行が当事者に及ぼす影響等諸般の事情を考慮して，債権者による強制執行が，著しく信義誠実の原則に反し，正当な権利行使の名に値しないほど不当なものと認められる場合」

請求異議の訴え

債務名義による強制執行の不許を求めるためのもの
異議事由は、口頭弁論終結後に生じたものである必要

権利濫用と認められた事案

最判昭和37年5月24日民集16巻5号1157頁

権利濫用を理由に請求異議を認めた事案であるが、**自動車事故**により傷害を受けたものが将来営業活動不能による損害賠償を命ずる確定判決を得た後、**負傷が快癒**し、堂々と**営業**をしている反面、加害者が賠償義務を苦にして**自殺**するなどの事故があったにもかかわらず、確定判決後5年を経て、加害者の相続人である父母に対し**強制執行を求めた事案**

既判力の重要性

既判力

裁判が確定した場合に生じる、そこで判断された事項に訴訟手続当事者も裁判所も拘束されるという効果
(確定した終局判決は全て対象)

確定判決を覆すことは、既判力の目的とする**法的安定**と**具体的正義**との相剋の問題

⇒ **過酷な強制執行**から**債務者を保護**することと強制執行を行う**債権者側の利益**の**バランス**



- ① 強制執行が著しく**反道徳的**なものと認定される場合
- ② 再審が認められるような、前判決の認定に**著しく相違した事態**を生じた場合

注意：民事再審の門は相当狭い

(4) 本件訴訟において権利濫用を考える 上での特殊性

① **訴訟の構造**：間接強制により債権者の自由選択に任せた事案で**強制執行をかけるための裁判ではない**

② **「暫定的」な性格**：原告側が**地域の影響**を考えて一定の猶予を与えたもの

※(履行を待っている間に)「事情変動」したから判決を履行する必要がないとなると、居直り・何もしないもの勝ち・時間切れ狙いが可能

③ **強制執行をする側は国**：**過酷執行**なのか

⇒ **義務履行を怠っている**国が時間の経過や矛盾する判決の存在などの状況の変化を主張



権利濫用といえないのではないか？

4. 最高裁判決の残された課題

(1) 諫早湾干拓問題の本質の「誤解」

最高裁判決の2つの意見

⇒ 多くの人が考えている誤解ともいえる

① **防災**の問題であり致し方ない

② **間接強制金**をもらっている

(2) 防災という理由付けと確定判決の 暫定性の意味

暫定性＝自然環境

＜補足意見の抜粋＞

「第1に...判断の前提とした諸事情は、**自然環境や社会環境にも関わる本来的に可変的、流動的な性格を有する**ものである」からであるとともに、「第2に...このような諸利益には経済的な利益から生命・身体の安全に関わる利益に至るまで様々な性格のものがあ」り、「これらの**諸利益の前提となる自然環境や社会環境は変動していく性質を有する**ものである」からであるとする。

また、「開門の時期を判決確定の日から最大で「**3年**」猶予したことに関し、本件各確定判決は、その理由中において、本件潮受堤防が果たしている洪水時の防災機能及び排水不良の改善機能等を代替するための工事に3年程度要することを考慮した」ことから、「本件各確定判決のいわば**留保付きの性格**を示す」と指摘をする。そして、「開門期間を「**5年間**」に限ったことに関しても...**判断内容にはもともと仮定的な部分**があり、期間を限った**暫定的な性格**が極めて強い」と指摘する。

「暫定的・仮定的」の対象

工事がかかるから留保付きで3年、調査のため5年

⇒ **工事について**: 防災対策を前提に期間が設定されたとして、すでに3年以上経っている現在、防災対策は完了してるはず(何もしないもの勝ち?)

※開門は門を壊すわけではなく、**防災機能に特段の問題をもたらすわけではない**

⇒ **調査について**: 「土地干拓事業が諫早湾ないし有明海の環境に及ぼす影響が全て解明されたとはいえないから、**調査**をするということ

※「暫定」の意味・・・**自然環境の不確実性(因果関係の問題)**を意味するのではなく、**調査**をすること(**事実の解明の問題**)

猶予期間に何もしない国の違法性・悪質性の問題では？

(3) 環境利益の考慮必要性和 間接強制選択の意義

<意見の抜粋>

防災費用:「潮受堤防が果たしている洪水時の防災機能及び排水不良の改善機能等を代替するために多額の経費をかけて工事を行う必要があり、その経費は納税債務の支払を通じて最終的には納税者全般の負担に帰するものである」⇒既に工事費用がかかっている

漁業権侵害の賠償:「一方、被上告人が本件各確定判決を履行することによって上告人らは本件各漁業権の侵害によって被る損害の発生を全体でいくら回避し得るか」⇒既に間接強制金をもらっている

防災のための費用と漁業権侵害の賠償費用の比較をせよとの主張

金額の算定は簡単にできるのか？ : 環境利益の無考慮

防災費用にかかった税金

→ 防災機能は潮受堤防だけか？・・・堤防は**農業目的**が主であり、防災機能は事後的に追加され、**効果も限定的**

⇒ かかった費用のうちのどれほど貢献しているのか

※ 潮受堤防の将来の**メンテナンス費用**も考慮

漁業権侵害の賠償

→ 開門の問題は漁業者だけではない

⇒ 漁業補償さえすればよいわけではない(一定期間の賠償)

※ 潮受堤防の農業被害(**食害**)

堤防は納税者という「**社会全員**」の負担として総額を計上

漁業者は提訴者だけの被害を補償

海も漁業者を超えた「**社会全員**」のもの

将来にわたる**利益**と新たな**被害**自体の評価も取り入れる必要

金銭で賄えればよいのか？

間接強制金は漁業補償とは異なる

「本件各確定判決の勝訴当事者らが受領した間接強制金の合計額は...
合計10億6830万円に上っている」

「間接強制金の支払は損害賠償額の支払に**充当**される」

「本件各漁業権の侵害に対する損害賠償金を弁済した場合と**同視し得る
事態が発生**している」

→そもそも「**同視**」できるほどの**金額**がいくらであるのか

→「**債務者が損害全額の弁済を行おうとしたのに債権者がその受領を拒
絶したために債務者が当該金額の弁済の提供を行った事態**」ではなく、
そもそも国は何もしようとしてない

環境問題は金銭で賄われるのか？

損害賠償を求めた事案ではなく、 金銭執行の問題ではない

自然環境の
回復を求める

当事者の求める請求に対し、異なる救済を「勝手に」することになり、**処分権主義**の趣旨に反する

→漁業者は、賠償金を求めているわけではなく、金銭を得る目的で間接強制を行ったわけでもない

→これを許すならば、間接強制の場合には、**金銭を払えば結果的に履行は不要**となり、強制手段としての独自の意義を失う

処分権主義

訴訟の開始、審判対象の限定、訴訟の終了を当事者の意思に委ねる原則
※裁判所は当事者が申し立てていない事項について判決をすることができない

参考：郡山農地除染請求事件

福島県内に田畑を所有し、農業を営む原告らが、土壌が放射性物質により汚染されたとし、所有権に基づく妨害排除請求を行い、放射性物質の除去を求めた事案

仙台高裁令和2年9月15日控訴棄却：**妨害排除請求は、「取り除くこと」のみ**であり、「土の入れ替え＝客土＝原状回復」は妨害排除の範囲を「超えている」

損害賠償ではなく、**土壌の回復**を求め、
放射性物質のない土地で農業をしたい
という原告の訴え

(4) 最高裁判決の課題の克服にむけて

① **司法を通じた合意形成の意義と限界**: **地域全体の問題**, **多くの利害関係者の調整**を優先し, 時間的猶予を与えて, **合意形成**をしようとした事案に対し、それを権利濫用とするのはおかしい。

※環境悪化の無対応 (**政治で進まない問題**)を司法で取り上げた事案。司法的判断を契機に、**地域全体のオープンな議論**をどのようにすべきかという点の検討こそ必要。

② **環境回復・環境再生の必要性**: 人為的な環境の改変による自然環境の変化 (潮受堤防により、農業にも影響、環境汚染もあり)

※ **農家も開門訴訟提起中**... **地域の環境と開発のバランス**をどうとるのか。事後的な見直しこそ必要。